

第457回 石川地方最低賃金審議会 議事録

開催日時		令和7年7月10日 木曜日 10時00分～10時37分				
開催場所		金沢駅西合同庁舎 2階 共用第2会議室				
出席委員	公益代表委員	奥井めぐみ	木村 弘	田中 英男	長澤 裕子	舟橋 秀明
	労働者代表委員	九野 光佑	酒井 努	西田 翔	南 芳雄	山田とき美
	使用者代表委員	眞田 昌則	敷波 利子	橋本 政人	深見 正裕	山下 活博
	欠席委員	なし				
	事務局	八木労働局長	河野賃金室長	石間賃金室長補佐		
		南出給付調査官	春名賃金調査員			
議題	1.開会 2.石川労働局長挨拶 3.議題 (1) 会長及び会長代理の選任について (2) 石川県最低賃金の改正決定について ①石川県最低賃金の改正決定について（諮問） ②関係労働者及び関係使用者の意見聴取について ③専門部会委員の選出について ④最低賃金審議会令第6条5項の適用について ⑤令和7年度の最低賃金審議会の改正審議日程について (3) その他 ①資料説明 ②その他 4.閉会					
議事内容	・ 別紙のとおり					

令和7年度 第457回石川地方最低賃金審議会 議事録

令和7年7月10日（木）

10時00分～10時37分

金沢駅西合同庁舎 2 階 共用第 2 会議室

【事務局】補佐 報道関係者の方にご案内申し上げます。テレビカメラ等による撮影につきましては、会議の冒頭、諮問文の交付までとさせていただきますので、ご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。諮問文の交付の際の撮影につきましては、事務局よりご案内をさせていただきます。なお、本日の審議会は公開となっております、傍聴の希望者は4名でございます。

それでは定刻になりましたので第457回石川地方最低賃金審議会を開会いたします。第56期委員による初めての審議会となりますので、会長、会長代理が選任されるまで、事務局で進行をさせていただきます。

次に、委員の辞令につきましては机の上に置かせてさせていただいておりますので、お名前等のご確認をお願いいたします。委員の皆様方の名簿はお手元の資料1ページにお付けしております。第56期では、新たに公益代表に奥井委員、労働者代表に酒井委員、西田委員を任命させていただいております。新しく委員に就任されました、奥井委員、酒井委員、西田委員から順に一言お願いをしたいと思います。

【奥井委員】 金沢学院大学の奥井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】補佐 酒井委員お願いいたします。

【酒井委員】 UA ゼンセン石川県支部で次長をしております、酒井努と申します。本日はよろしくお願いいたします。

【事務局】補佐 西田委員お願いいたします。

【西田委員】 電機連合石川地方協議会で、事務局長をしております。西田と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 補佐 もう一方、数年ぶりに労働者代表委員に復帰、任命をさせていただいております、九野委員にも一言お願いしたいと思います。九野委員よろしくお願いいたします。

【九野委員】 今期より改めて最賃審議会に参加させていただきます JAM 北陸の九野です。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 補佐 続いて事務局の方を紹介させていただきます。

【事務局】 局長 石川労働局長の八木と申します。引き続き、どうかよろしくお願いいたします。

【事務局】 補佐 本日所要により欠席ですが、労働基準部長の細貝でございます。

【事務局】 室長 賃金室長の河野と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 南出 給付調査官の南出でございます。 よろしく申し上げます。

【事務局】 補佐 賃金調査員の春名、そして私、賃金室長補佐の石間でございます。どうぞよろしく
お願いいたします。

それでは開会にあたりまして、八木労働局長よりご挨拶を申し上げます。

【事務局】 局長 皆様方には、本日はご多用のところ石川地方最低賃金審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。皆様方におかれましては、日頃から労働行政の運営に多大なるご理解とご支援ご協力をいただいているところでございます。この場をお借りいたしまして御礼を申し上げます。

先程もご紹介がございましたが、本年度から第 56 期となります。石川地方最低賃金審議会委員へご就任いただきまして、誠にありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、最低賃金制度は一定水準を下回る低賃金を解消し、労働条件の改善を図ることが目的でございますが、合わせて労働力の質的向上や企業間の公正を確保の機能も期待され、国民経済の健全な発展に寄与するということもねらっているところでございます。明日 7 月 11 日には、厚生労働大臣は中央最低賃金審議会に対し、本年度の地域別最低賃金改正の引き上げ目安について、6 月 13 日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改定版」及び「経済

財政運営と改革の基本方針 2025」に配意した調査審議を求める旨の諮問を行うという予定となっているところでございます。賃上げについては政府全体の最重点課題であり、多くの労働者が働いている中小企業小規模事業所の賃上げに波及させていくということは重要なのかなと思っております。特に最近においては物価の上昇と実質賃金の動向に少なからず乖離があり、最低賃金近傍で働く労働者やその使用者には困難な状況が続く中、最低賃金の本来の役割、さらにはその額の適正化がさらに重要な状況となってきています。

当審議会におきましては、昨年の能登半島地震による影響等も含め、このような状況を踏まえた中で十分ご審議いただければと思います。また、最低賃金は審議会方式により決定しております。この最低賃金額は労使の意見が一致することで強制権を行使する上での説得力を補強されることから、今年度は全会一致による採決が得られますよう、ご審議を尽くしていただければと思っております。

皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げまして私からの挨拶をさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

【事務局】 補佐

次に委員の出欠状況についてご報告申し上げます。本日は全委員にご出席いただいております。現在 15 名中 15 名のご出席で最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数である全委員の 3 分の 2 以上、または公労使各側委員の 3 分の 1 以上を満たしておりますので、本日の会議は有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは議題（1）会長及び会長代理の選任についてに移らせていただきます。会長及び会長代理の選任につきましては、最低賃金法第 24 条第 2 項及び第 4 項の規定により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するという手続きになっていますが、当審議会におきましては、従来から公益委員で協議された上で、推挙された方をご承認いただく方法をとっています。今回も同じ進め方でよろしいでしょうか。

【各側委員】

異議なし。

【事務局】 補佐

異議なしということでございますので、慣例に従いまして進めさせていただきます。公益委員の方からのご推挙をお願いいたします。

【長澤委員】

公益委員会議にて協議しました結果、会長に木村委員を、会長代理に舟橋委員を推薦します。

ご承認をお願いいたします。

【各側委員】 異議なし。

【事務局】 補佐 ご承認をいただきましたので、会長は木村委員に、会長代理は舟橋委員にお願いしたいと思います。

それでは、これより先は木村会長に進行をお願いいたします。

【木村会長】 只今、会長に選任されました木村でございます。例年、コロナウイルスですとか、円安の問題ですとか、色々な課題がある中での審議となりまして、今年に関しましても、関税の問題ですとか、物価高の問題といった多くの課題がある中での難しい審議となると思いますが、全会一致に向けて円滑な審議を務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入る前に、本日の議事録確認者を指名したいと思います。

公益委員側は私、木村が行います。労働者側は南委員、使用者側は橋本委員にお願いいたします。

それでは議事に入ります。議題（２）①の石川県最低賃金の改正決定の諮問についてですが、事務局、諮問をお願いいたします。

【事務局】 補佐 それでは木村会長、八木労働局長は所定の位置にお進みください。諮問はバックボードの前で行います。撮影が可能ですので、報道関係の皆様よろしくお願いいたします。

【事務局】 局長 石川地方最低賃金審議会、会長木村弘殿。

最低賃金の改正決定について。

最低賃金法第 12 条の規定に基づき、石川県最低賃金の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針 2025 に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

（諮問文手交）

【木村会長】 ただ今、諮問をお受けいたしました。

【事務局】 補佐 事務局から諮問文の写しをお配りさせていただいておりますが、資料別冊 1 の 1

ページにもございますのでご確認をお願いします。

それでは恐れ入りますが、報道関係者の方には、これ以降のテレビカメラ等による撮影・録音につきましては、ご遠慮いただきます様よろしくお願いをいたします。

なお、報道の皆様の控室は、廊下の向かい側にご用意しておりますのでご利用いただければと思います。

【木村会長】 諮問文の写しをご確認いただけましたでしょうか。それでは今回の諮問内容について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 室長 今ほど、諮問文の写しを配らせていただきました。

6月13日に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改定版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、最低賃金に関する部分では今年の賃上げ状況、物価の動向、企業の業況などを踏まえ、公労使三者構成の最低賃金審議会で法定3要素のデータに基づき、実態を踏まえた審議決定となるよう、また地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る旨が記載されております。石川地方最低賃金審議会においても、これらに配慮しご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【木村会長】 事務局のご説明に関しまして、何かご質問等がありましたら、ご発言をお願いいたします。よろしいですか。

では次に議題（2）の②の関係労働者及び関係使用者の意見聴取についてに移ります。石川県最低賃金の改正についての諮問を受け、今後、調査審議を行うにあたり、関係労働者と関係使用者の意見を聞くことが必要となりますので、その手続について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 補佐 それでは最低賃金法第25条第5項に基づく関係者からの意見聴取についてご説明いたします。最低賃金審議会の条文につきましては、最低賃金決定要覧の149ページにも記載されておりますが、これを抜粋したものを資料として7ページにお付けしております。最低賃金法第25条第5項において、最低賃金審議会は最低賃金の決定、またはその改正、もしくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くものとするとしてされていることから、一定期日までに審議会に意見書を出すべき旨を公示することとなります。公示は本日7月10日木曜日に行います。意見書の提出期日につきましては、7月24

日木曜日を予定しています。

また併せて、最低賃金法第 25 条第 6 項では、「最低賃金審議会は前項の規定によるほか審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見を聞くものとする」とされております。意見聴取は、公示によって提出された意見書によるほか、審議にあたって、その意見を直接聞く必要があると認められる場合には、会議の場でその意見を聞くとされておりますので、よろしくお願いをいたします。

【木村会長】 それでは意見聴取につきましては、ただいまの説明のとおり取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【木村会長】 それでは事務局は公示の手続きを進めてください。
次に議題（2）の③に移ります。最低賃金の改正決定の調査審議につきましては、石川県最低賃金専門部会を設置して行うこととなりますが、専門部会の設置について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】補佐 専門部会委員の任命手続きなどについてご説明いたします。最低賃金法第 25 条第 2 項の規定により石川県最低賃金専門部会を設置し、専門部会の委員については、最低賃金審議会令第 6 条において、専門部会は公労使各 3 名以内の同数をもって組織することとなっております。公益委員の代表については、労働局長が任命し、労働者代表委員、使用者代表委員については、関係労働組合または関係使用者団体からご推薦いただきました候補者のうちから労働局長が任命することとなっております。労使各委員の候補者の推薦については、本日 7 月 10 日木曜日付けをもって推薦の公示を行います。推薦の締め切り日は 7 月 24 日木曜日を予定しております。

【木村会長】 次に本審議会の運営小委員会の設置について確認しておきます。
運営小委員会は石川地方最低賃金審議会の円滑かつ効率的な運営を図るため、必要に応じ開催することとし、今年度も設置するというところでよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【木村会長】 運営小委員会の公労使各 3 名の委員は会長が指名することとなっておりますが、慣例により労使各側から推薦をお願いしたいと思います。

はじめに労働者側はどなたにいたしますか。

【南委員】 労働者側委員は西田委員、九野委員、そして私南でお願いします。

【木村会長】 次に使用者側はどなたにいたしますか。

【橋本委員】 使用者側委員は敷波委員、山下委員、そして私橋本でお願いします。

【木村会長】 ではご推薦いただいたとおり、労働者側は西田委員、九野委員、南委員。使用者側は敷波委員、山下委員、橋本委員を指名したいと思います。公益委員は私木村のほかに、舟橋委員、長澤委員を指名いたします。

続いて議題(2)④の最低賃金審議会令第6条第5項の適用についてに移ります。最低賃金審議会令第6条第5項について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 補佐 最低賃金審議会令第6条第5項についてご説明をいたします。条文につきまして、抜粋したものを資料として8ページにお付けしております。最低賃金審議会の意思決定は、原則的には総会の議決によってなされるべきであり、専門部会を置いた場合においても、当該専門部会の意思決定がそのままでは最低賃金審議会の意思決定にはならず、改めて最低賃金審議会の議決をもって初めて意思決定となるものですが、最低賃金審議会令第6条第5項には「審議会はその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる」と記されております。したがって、事前の審議会での議決があれば、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができるものとされており、同項を適用することにより、全会一致での結審となった場合には、後日、改めて審議会の決議が不要となります。

【木村会長】 先ほどの事務局からの説明に関しまして、各側の委員の皆様いかがでしょうか。特にご意見がないようでしたら、専門部会における決議が全会一致で行われる場合に限り、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とするということにしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【木村会長】 異議なしということです。それぞれの専門部会においての決議が全会一致で行われる場合に限って、最低賃金審議会令第6条第5項適用し、最低賃金専門部会の決議を持って、審議会の決議とすることといたします。

続きまして、議題（2）の⑤令和7年度の最低賃金の改正審議日程について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 補佐 石川県最低賃金の改正審議につきまして、今年度は10月1日を改正発効日とするためには、必要な公示期間などから8月5日までの答申が必要となります。日程案は事前にご照会をさせていただきました各委員の出欠状況を踏まえて作成したものです。これを基に、本会議の直前に開催されました公益委員会議におきまして、できるだけ10月の早い時期での発効を目指すものの、中央最低賃金審議会から示される引き上げ目安とその根拠をしっかりと確認し、また、近隣県の状況なども踏まえ慎重に議論を深めていきたいとご検討いただきました結果につきまして、ただ今から委員の皆様にお伝えさせていただきたいと思っております。

【事務局】 室長 ご説明させていただきます。資料9ページに付いている修正案を今ほど配付させていただきました。まず中央最低賃金審議会から7月末頃には示される見込みの目安額については、次回の第458回本審で伝達させていただく予定ですが、今年度の目安審議が遅くなる可能性も考慮しまして、目安伝達の本審を当初の予備日に設定していました、8月1日金曜日に開催したいと思っております。このため7月30日の本審と、専門部会は開催しないことになります。

その後、複数回の石川県最低賃金専門部会でご審議をいただく予定としております。審議の状況に応じて柔軟に開催できるよう、8月7日、8月8日及び8月12日は、いずれも専門部会開催の可能性がある日として専門部会委員に就任される方には、日程の確保をお願いすることとなりますので、ご承知ください。

また審議状況、専門部会の採結状況により、本審を8月12日に開催できるよう本審委員の皆様には、日程確保の方をお願いいたします。

【木村会長】 事務局から中央最低賃金審議会の目安答申の見通しと、公益会議で検討させていただいて新規の提案が説明されましたが、各委員の皆様、よろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【木村会長】

それでは各委員は日程確保のご配慮をお願いいたします。

次に議題（３）の①資料説明に入ります。配付資料について事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 室長

資料の説明をさせていただきます。配付させていただきました資料については、本審議会の次第と一緒につけさせていただきました資料の第 56 期委員名簿から、業務改善助成金、キャリアアップ助成金までの資料と、別冊 1 から 4 に構成されているものとなっております。

まず、次第と一緒につけさせていただきました資料について説明いたします。1 ページ目から 10 ページ目までは、本日の議題の際に説明させていただいておりますので、省略させていただきます。11 ページ 12 ページには、昨年度の石川地方最低賃金審議会の開催状況と石川県最低賃金額と特定最低賃金額の過去の審議状況の推移について、資料としてお付けさせていただいております。13 ページ以降は、業務改善助成金、キャリアアップ助成金に関する資料となっております。

続いて別冊 1 について説明をいたします。別冊 1 は石川県最低賃金の改正の諮問に関する資料になります。1 ページ目は諮問文の案という形で付けてますが、先ほどお配りしたものと同様のものを付けております。

2 ページ目以降は諮問文に引用してあります関係資料と参考までに経済財政諮問会議、新しい資本主義実現会議の合同会議を踏まえた総理発言というのも付けさせてもらっております。 ページの方はいろんなページと重なりますので、赤文字のページを見ていただければと思います。

続いて別冊 2 は主に県内の経済指標を取りまとめたものになります。まず、2025 年の賃金改定状況として、春闘の妥結状況等の資料をお付けしております。

1 ページ 2 ページは、連合石川さんが集計された資料で、6 月 20 日発行のものとなります。6 月 20 日の 10 時時点で、妥結金額は過重平均で 14,444 円、賃上げ率は 5.04%となっております。この数字は統計を始めた 1990 年以降最高の金額となり、昨年を大きく上回る結果と記載されております。続いて、3 ページ目は石川県経営者協会さんが集計された資料で、6 月 5 日時点のものとなります。事業所規模別、地区別で調査結果が記載されております。

続いて、5 ページから 10 ページまでは、石川県中小企業団体中央会の情報連絡員の皆様が 5 月の景況の変化と、原因や現状等について製造業・非製造業に分け、さらに業種ごとに調査された内容が分かりやすく記載されてる資料となります。

11 ページ以降は内閣府、北陸財務局、日本銀行金沢支店、石川県から発表され

ているものをそれぞれお付けしております。内閣発表の資料は全国規模で見た経済状況を北陸財務局の発表の資料は北陸 3 県の経済状況を、日本銀行金沢支店、石川県が発表されている資料については県内の経済状況を示す資料となっております。

なお、明日の厚生労働大臣から中央最低賃金審議会への諮問の後、中央では目安に対する小委員会が開催されます。例年この会議で各種経済資料が配付されますので、次回の石川地方最低賃金審議会の本審で、その際に配られた資料についても皆様にお示ししたいと考えております。

別冊 3 は能登半島地震の雇用情勢関係の資料を付けております。この資料は地震発災以降の雇用失業情勢と雇用対策に係る支援策を簡単に取りまとめましたものになります。最初の方は、雇用失業情勢のことを書いておりまして、7 ページには雇用調整助成金の特例措置の主な概要を記載しております。9 ページに産業雇用安定助成金（災害特例）の主な概要を記載しております。

最後になりますが、別冊 4 になります。6 月 20 日に全労連東海北陸地方協議会さんの方から石川労働局長及び石川地方最低賃金審議会会長あての要請をお受けしております。最低賃金審議会会長あてとなっておりますので、本日の資料としてお付けしております。これらを今後の審議の参考にしていただければと思います。

【木村会長】

ただいまの資料説明について何かご質問等ございますでしょうか。よろしければ皆様、これらの資料を持ち帰ってご覧いただき、今後の審議の参考としていただければと思います。

他これまでの審議に関連して、各委員の方から何か質疑等ございましたらご発言をお願いいたします。よろしいですか。無いようでしたら、議題（3）の②その他ですが、事務局から連絡事項等ありましたらお願いいたします。

【事務局】補佐

本日委員の皆様にお配りを申し上げました資料、これらにつきましては、次回以降の審議会では同じものは配付しない予定としておりますので、お手元のパイプファイル、こちらをご活用いただいておりますようお願いいたします。

次回の石川地方最低賃金審議会本審でございますが、先ほどお示しさせていただいた日程のとおり、8 月 1 日金曜日、午後 1 時 30 分からこの会場、金沢駅西合同庁舎 2 階第 2 会議室の方で開催をさせていただきたいと思っております。なお、次回の本審も公開を予定しております。

【木村会長】

それでは以上をもって、本日は終了としたいと思います。お疲れ様でした。